

小松加賀環境衛生事務組合貸与品規程

昭和54年 3月31日

規 程 第 2 号

改正 平成5年 3月31日規程第1号
改正 平成11年 3月31日規程第1号
改正 平成23年 4月28日規程第2号
改正 平成25年 3月25日規程第1号
改正 平成26年 3月13日規程第1号

(目的)

第1条 小松加賀環境衛生事務組合職員（臨時職員で管理者が必要と認めたものを含む。以下「職員」という。）に貸与する物品（以下「貸与品」という。）の貸与については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(貸与)

第2条 被服を貸与される者（以下「被貸与者」という。）及び貸与品の種類、数量、使用期間は、別表に定めるところによる。ただし、特別の事情があるときは数量を増減し、使用期間を伸縮することができる。

(使用期間)

第3条 貸与品の使用期間の計算は、その貸与の月から起算して月計算を持って満了する。

(給与及び返納)

第4条 使用期間を満了した貸与品は、職員に無償で給付し、使用期間内の転職又は退職職員は、7日以内に事務局長（以下「局長」という。）にこれを返納しなければならない。ただし、死亡したとき又は返納を要しないと認めたときは、この限りでない。

(返納品の再貸与)

第5条 貸与品で返納されたものを、後任者に再貸与した場合の使用期間は前使用期間を通算する。ただし、事情によっては、その期間を短縮することができる。

(賠償等)

第6条 使用期間内の貸与品をき損し又は亡失した職員は、職務上その他不可抗力によると認められる場合を除くほか、その損害を賠償しなければならない。

2 貸与品は常に善良な注意をもって使用するほか、補修、洗たくその他保存上必要な処置は、特に承認を得た場合を除き職員の負担とする。

(使用及び処分等の制限)

第7条 職員は、貸与品を別に定める使用期間及び使用場所以外において使用してはなら

ない。

2 職員は、貸与品を他人に使用させ、又は処分してはならない。

(貸与品台帳)

第8条 局長は、貸与品を職員に貸与したときは、貸与品台帳（別記様式）によりこれを整理しておかなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際すでに貸与されている貸与品については、この規程により貸与されたものとみなす。

附 則 （平成5年規程第1号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年規程第2号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 （平成25年規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別 表 (第2条関係)

品 名	数量	使用期間	被 貸 与 者
夏服作業服	1着	5年	小松加賀斎場に勤務する職員
	1着	1年	衛生センターに勤務する職員
冬服作業服	1着	5年	事務局、小松加賀斎場に勤務する職員
	1着	1年	衛生センターに勤務する職員
制服	1着	2年	小松加賀斎場に勤務する職員
防水衣	1着	3年	事務局、衛生センターに勤務する職員
アノラック	1着	3年	事務局、小松加賀斎場に勤務する職員
		2年	衛生センターに勤務する職員
帽子	1個	2年	衛生センターに勤務する職員
手袋 (軍手)	24組	1年	衛生センターに勤務する職員
ゴム手袋	2組	1年	衛生センターに勤務する職員
白手袋	4組	1年	小松加賀斎場に勤務する職員
ゴム長ぐつ	1足	3年	事務局、小松加賀斎場に勤務する職員
		1年	衛生センターに勤務する職員
靴	1足	1年	小松加賀斎場に勤務する職員
ズック靴	1足	3年	小松加賀斎場に勤務する職員
	1足	1年	衛生センターに勤務する職員
リボン	1個	2年	小松加賀斎場に勤務する職員